

施設の概要

- 設置者／千葉市
- 供用開始／平成25年10月
- 所在地／千葉市若葉区桜木1丁目38番1号
- 建築面積／763m²
- 規模／12,000体 埋蔵



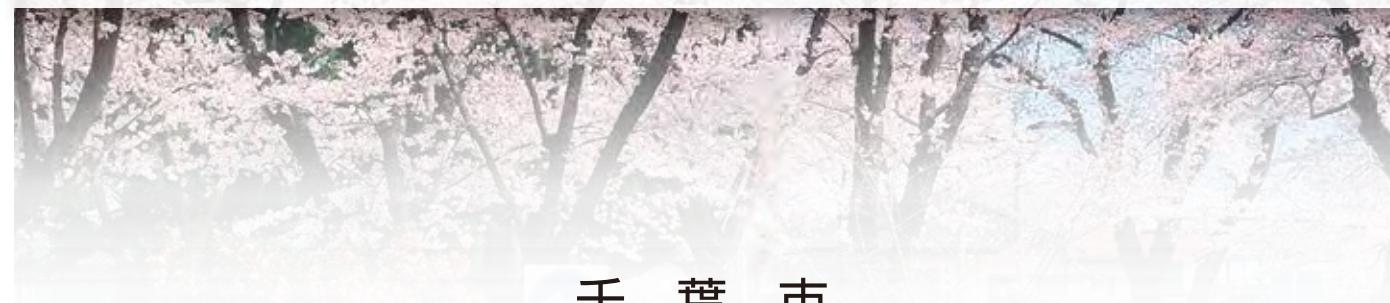
●公共交通機関

JR千葉駅バスターミナル9番乗り場から
京成バス 市営霊園経由 御成台車庫行き
市営霊園下車 徒歩1分

●お問い合わせ先

桜木霊園管理事務所

〒264-0028 千葉市若葉区桜木1丁目38番1号
電話: 043-231-0110
FAX: 043-231-0124
メール:sakuragireien.HEA@city.chiba.lg.jp



千葉市

合葬墓

(合葬式墓地)とは

近年、少子・高齢化や核家族化などにより、墓地を承継していくことが困難となるなど、墓地をめぐる社会状況が変化しています。

お墓に関するお悩みごと

●承継する者がいない……

- ・自分は単身者である。
- ・自分たち夫婦に子供がない。

●承継を希望しない……

- ・自分の子供に負担を掛けたくない。
- ・自分たち夫婦のみの一代限りの墓としたい。

●将来に不安がある……

- ・お墓を作っても将来は無縁墓になってしまいかもしれない。
- ・市が管理してくれるお墓があると安心できるのに。

多様なニーズにお応えする、新しい形態のお墓です

- ・自分達が亡くなった後はどうなるのかしら
- ・お墓はどうしたらよいかしら？



合葬墓とは、使用者が定められた区画内を使用する従来の墓地と異なり、承継の心配がなく、一つの大きなお墓に多くのご遺骨と一緒に埋蔵する新形態の墓地です。

合葬墓の特色

- 合葬墓とは、一つのお墓に多くの焼骨を共同で埋蔵する形態の墓地です。
- 承継者(お墓を継ぐ人)の有無に関係なく使用できます。
- 個人やご夫婦等で生前に申し込みできます。
- 墓石を設置する必要がないため、費用を軽減できます。

使用料 70,000円／1体 (施設の維持管理費を含みます)

埋蔵方法

- ・焼骨は使用許可日から起算して30年間は骨壺に入れた状態で納骨室に埋蔵します。
- ・その後は骨壺から焼骨を出して1体ずつ納骨袋に移し換え、同施設内の合祀室に合祀します。



納骨棚



合葬墓の参拝スペース

使用方法の参考例

例えば、ご夫婦にあって、妻が申込者として夫の焼骨と自分の2体分を申し込み、夫の焼骨を埋蔵後、許可日から8年後に申込者(妻)が亡くなった場合。

